

〇〇〇〇アパート自治会規約（会則）

【第一章 総則】

（名称と所在地）

第1条 本会は、〇〇〇〇アパート自治会と称し、事務所は会長宅とする。

（目的）

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、住み良い生活環境の維持向上と福祉の増進に努め、地域社会に寄与することを目的とする。

（会員）

第3条 本会の会員は、〇〇〇〇アパートの居住者をもって構成し、1世帯1会員とする。

（業務）

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 当アパートにある共用部分の使用、維持管理に関する業務
- 二 住宅環境の維持保全（衛生、防火、防災、防犯及び駐車、駐輪に関する業務）
- 三 集会所・集会室の維持、管理に関する業務
- 四 会員の福利厚生、親睦に関する業務
- 五 地元自治体など公的機関との連絡業務
- 六 地域社会との交流に関する業務
- 七 前各号に定めるものの他、会の目的達成のため必要な業務

【第二章 役員】

（役員構成）

第5条 本会に次の役員を置く。

- 一 会長 1名
- 二 副会長 〇名
- 三 会計 〇名
- 四 会計監査役 〇名
- 五 事務局長 1名

（役員選出）

第6条 役員は、総会において会員より選出する。ただし、会計監査役は、他の役員を兼任することができない。

- 2 役員の選出は会員の自薦、推薦及び互選による。
- 3 役員に欠員が生じた時は、欠員が生じた段階から速やかに後任者を選出する。ただし、残余期間が短い時はこの限りではない。

(役員任期)

第7条 役員任期は、〇年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員は、任期満了後も後任役員が選出されるまでその任務を行う。
- 3 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第8条 役員任務は、下記の通りとする。

- 一 会長は、会を代表し、会務を総理する。
- 二 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 三 会計は、会費等の徴収のほか会計事務全般を処理する。
- 四 会計監査役は、本会の会計事務について監査を行い、役員会及び総会に報告する。会計事務について不整の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。
- 五 事務局長は、総会・役員会の議事録作成、広報活動、会員管理など、自治会の事務全般を統括する。

【第三章 総会】

(総会の種類)

第9条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(定期総会)

第10条 定期総会は、毎年〇月末迄に開催する。

- 一 総会の招集は、付議事案を記して開催日の〇日前までに会員に通知する。
- 二 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から会長が指名し選出する。

(臨時総会)

第11条 臨時総会は、次の場合に開催する。

- 一 役員会が必要と認めた場合
- 二 会員の〇分の1以上が付議議案を記した書面により、開催を要求した場合

(総会の成立と権限)

第12条 総会は本会の最高決議機関で、会員の〇分の〇以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半

数（委任状を含む）で決定し、次の事項を審議する。なお、可否同数の場合は議長決定とする。

- 一 予算及び決算
- 二 事業計画及び事業報告
- 三 役員を選解任
- 四 自治会規約等の改廃
- 五 会費及び共益費の改定
- 六 その他役員会が必要と認めた事項

【第四章 役員会・事務局】

（役員会の任務）

第13条 役員会は、総会に次ぐ議決機関で、次の事項を審議し運営する。

- 一 総会に付すべき事項
- 二 総会の議決に基づく業務の執行及び計画作成
- 三 臨時支出の審議
- 四 執行計画及び報告
- 五 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（役員会）

第14条 役員会は、役員（会計監査役を除く）をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。また、役員会は、役員のお分のお以上の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数で決定する。
- 3 役員会は、事務局長を補佐し、事務全般の実務を担う事務局員を会員の中からお名選任することができる。事務局員の任期は指名された日からお年とする。
- 4 役員会での議決事項は、総会に諮る事項を除き会員に周知する。

（事務局）

第15条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局は、事務局長が統括する。
- 3 事務局長は、その職務を補佐し、事務全般の実務を担う者として必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 4 事務局員は、会員の中から選出された者であり、かつ役員会の承認を得なければならない。
- 5 事務局員の任期はお年とする。

（議事録）

第16条 総会及び役員会の議事については、事務局長がその議事録を作成する。

- 2 議事録には、議事の経過及びその結果を記載、保存管理し、会員からの求めがあれば閲覧させ又は写し

を交付する。

【第五章 会計】

(会計)

第17条 本会の経費は、会費、共益費、自治会助成金及びその他の収入を以て充てる。

2 前項の経費は、金融機関に預け、適切に管理するとともに次の帳簿を備える。

- 一 現金出納簿・関係帳簿
- 二 備品台帳

(会費)

第18条 本会の会費は、総会で決められた金額とし、会員は毎月末までに納入しなければならない。

(共益費)

第19条 本会の共益費は、共用部分の維持管理のために支出する費用にあて、総会で決められた金額とし、当アパートの居住者は毎月末までに納入しなければならない。

2 会員は、退会した場合でも、前項で定めた共益費についてその支払い義務を免れない。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、〇月〇日から翌年〇月〇日までとする。

(会計報告)

第21条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。

2 会長は、総会前に、会計監査役に決算書を提出し監査を受けなければならない。監査後、総会に付議する。

3 監査は原則として年1回とするが、会計監査役の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。

4 会計監査役は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。

5 会計監査役は、監査の都度役員会に報告し、その結果を総会に報告しなければならない。

(会費及び共益費の返還)

第22条 いかなる理由にかかわらず既納の会費及び共益費は返還しない。

【第六章 解散】

(解散)

第23条 本会を解散する場合、総会において会員の〇分の〇以上の承諾を得なければならない。

(残余財産の処分)

第24条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において会員の〇分の〇以上の議決を得て、その処分を決定する。

【第七章 その他】

(個人情報の取扱い)

第25条 本会が活動を推進するために必要な個人情報の取得、利用、管理及び提供については、「個人情報取扱方法」に定めるところにより適正に取り扱う。

(その他)

第26条 この規約（会則）に定めのない事項については、必要に応じて役員会又は総会の議決を経て決定する。

附 則

この規約（会則）は、〇年〇月〇日から施行する。

〇〇アパート自治会 個人情報取扱方法

(目的)

第1条 この取扱方法は、〇〇〇〇アパート自治会規約第25条に基づき、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の適正な取扱いに努める。

(周知)

第3条 個人情報取扱方法は、総会資料等で会員に毎年周知するものとし、新規の会員については書面の提示等により周知する。

(個人情報の取得)

第4条 本会が会の活動を目的として収集する情報は、会員の住所、氏名(同居者を含む)、電話番号とし、その他の情報については会員があらかじめ同意した事項とする。

(利用)

第5条 取得した個人情報は、次の目的において利用するものとする。

- 一 会員名簿の作成
- 二 会費及び共益費の徴収及び管理
- 三 文書配布及び回覧
- 四 その他本会の活動に関して個人情報の利用について会員が同意したもの

(管理)

第6条 取得した個人情報は、会長又は会長が指定した役員が保管するものとし、適正かつ厳重に管理する。

- 2 不要となった個人情報は、会長立ち会いのもとで適正に廃棄する。

(個人情報の第三者提供の禁止)

第7条 取得した個人情報は、個人情報保護に関する法令に定めがある場合を除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- 2 個人情報を取り扱う業務を委託する場合は、委託先を適切に監督する。

(提供に係る記録の作成)

第8条 取得した個人情報を第三者に提供したときは、提供年月日、提供先の氏名又は名称、提供した個人

情報の概要を記録し、保管する。

(開示、訂正及び削除)

第9条 会員は、本会对し、本会が取得した会員自身の個人情報の開示を請求できる。

2 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正又は削除を求められた場合は、速やかに訂正又は削除を行う

(苦情対応)

第10条 本会における開示請求、訂正及び削除請求及び苦情相談等の窓口は〇〇とする。

附 則

この取扱方法は、〇年〇月〇日から施行する。